

## 音羽山観音寺 永代供養塔使用規程

この規程は音羽山観音寺永代供養塔(以下「本供養塔」と言います)の使用について定めたものです。

第1条 本供養塔は、宗教法人観音寺が管理します。

第2条 本供養塔の使用は、埋葬者の宗旨・宗派を問いませんが、境内での他宗派・他宗旨の儀式は出来ません。

第3条 本供養塔には焼骨(喉ぼとけに限ります)を合祀し、当寺の流儀で供養致します。

第4条 本供養塔の使用を申し込むときは、申込用紙に必要事項を記載し、火葬許可証又は改葬許可証を添えて申請して下さい。但し、すぐに納骨されない方は、納骨時に提出下さい。また納骨・永代供養料として一体金30万円をお納め下さい。

第5条 本供養塔の使用を認められた方には、永代供養承諾証を発行します。本供養塔の使用は、永代供養承諾証に氏名が明記された方に限ります。

第6条 遺骨(喉ぼとけ)は、施主・申請者が当寺まで届けて下さい(郵送なども可です)。

第7条 納骨された方については、音羽山観音寺の過去帳に戒名・俗

名を記載し、30年間にわたり年3回(春・秋彼岸、お盆)御回向  
致します。この時、お参りいただくことも出来ます。

第8条 永代供養の開始は、遺骨が本供養塔に納骨された時からとな  
ります。納骨されるまでは、身体・健康の祈願を年3回行います。

第9条 本供養塔に納骨された遺骨はお返し出来ません。

第10条 お納めいただいた納骨・永代供養料はお返し出来ません。

第11条 年会費や維持管理費は必要ありません。

以上

**【納骨・永代供養料の納先】**

◆ゆうちょ銀行口座からのお振込みの方

**【記号番号】**00910-3-45896

**【口座名】** オトワヤマカンノンジ

◆ゆうちょ銀行口座以外からのお振込みの方

**【銀行】** ゆうちょ銀行 **【支店名】** ○九九支店(読み:ゼロキュウキュウ)

**【口座種別・番号】** 当座 0045896

**【口座名】** オトワヤマカンノンジ